

令和 7 年第155回
香美町議会(定例会)議案書《1》

令和 7 年 9 月 29 日

香 美 町

令和7年第155回香美町議会(定例会)議案目次

- 議案第90号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第91号 普通河川丹生地川改良工事の請負契約を締結することについて
- 議案第92号 令和7年度香美町一般会計補正予算(第4号)

議案第 90 号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 29 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | | |
|---|------|-----------------------|--|
| 1 | 住 所 | 香美町村岡区和池 | |
| 2 | 氏 名 | にし ざき たけ し
西 崎 武 志 | |
| 3 | 生年月日 | | |

（提案理由）

香美町農業委員会委員に欠員が生じたため、新たに 西崎武志氏 を任命しようとするものである。

議案第 9 1 号

普通河川丹生地川改良工事の請負契約を締結することについて

このたび普通河川丹生地川改良工事を施工するにあたり、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年香美町条例第 4 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 9 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 普通河川丹生地川改良工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 7 6, 9 0 1, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区香住 7 7 9 番地の 1
株式会社中村建設
代表取締役 中村 裕二 |

（提案理由）

河道拡幅により流下能力を向上させ、溢水軽減を図るため、本工事を行うものである。

令和 7 年度香美町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度香美町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,305 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,082,947 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 9 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,652,425	405	1,652,830
	1. 基金繰入金	1,652,425	405	1,652,830
22. 町債		1,676,100	1,900	1,678,000
	1. 町債	1,676,100	1,900	1,678,000
歳入合計		17,080,642	2,305	17,082,947

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		4,294,927	2,000	4,296,927
	1. 総 務 管 理 費	4,054,930	2,000	4,056,930
10. 教 育 費		1,726,896	305	1,727,201
	2. 小 学 校 費	319,028	305	319,333
歳 出 合 計		17,080,642	2,305	17,082,947

(一般会計)

(一般会計)

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集費	13,653千円

第3表 地 方 債 補 正

1. 変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等除却事業	283,700	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	285,600	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ

(一般会計)